

火山災害対策編

火山災害対策編

目 次

第1部 災害予防	1
第1章 想定される火山の適切な設定と対策の基本的な考え方.....	1
第2章 火山災害に強い村づくり.....	2
第1節 村内火山の現況.....	2
第2節 避難施設・避難路の整備.....	3
第3節 建築物の安全性の確保.....	4
第4節 ライフライン施設等の機能の確保.....	4
第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	5
第1節 避難誘導體制の整備.....	5
第2節 火山観測体制の整備.....	8
第3節 情報の収集・連絡体制の整備.....	9
第4節 通信手段の確保.....	9
第5節 職員の応急活動体制の整備.....	9
第6節 防災関係機関の連携体制の整備.....	10
第7節 防災中枢機能の確保.....	10
第8節 救助・救急及び医療活動体制の整備.....	10
第9節 消火活動体制の整備.....	10
第10節 緊急輸送活動体制の整備.....	10
第11節 避難収容活動体制の整備.....	10
第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備.....	10
第13節 広報・広聴体制の整備.....	10
第14節 防災訓練の実施.....	10
第4章 村民等の防災活動の促進.....	11
第1節 防災思想の普及.....	11
第2節 村民の防災活動の環境整備.....	11
第5章 要配慮者対策.....	11
第1節 要配慮者対策.....	11
第6章 その他の災害予防.....	11
第1節 罹災証明書発行体制の整備.....	11
第2部 災害応急対策	12
第1章 災害発生直前の対策.....	12

第1節	火山活動に関する情報の収集	12
第2節	噴火警報等の伝達	13
第3節	避難誘導	19
第4節	交通規制の実施	22
第2章	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	23
第1節	災害情報の収集・連絡	23
第2節	通信手段の確保	23
第3章	活動体制の確立	23
第1節	災害対策本部の設置	23
第2節	災害対策本部の組織	24
第3節	災害警戒本部等の設置	24
第4節	職員の非常参集	24
第5節	広域応援の要請等	24
第6節	自衛隊への災害派遣要請	24
第7節	二次災害の防止活動	24
第4章	救助・救急、医療及び消火活動	25
第1節	救助・救急活動	25
第2節	医療活動	25
第3節	消火活動	25
第5章	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	25
第1節	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	25
第2節	交通の確保	25
第3節	緊急輸送	25
第6章	避難収容活動	26
第1節	避難場所及び避難所の開設・運営	26
第2節	応急仮設住宅等の提供	26
第3節	広域的避難収容	26
第4節	村外からの広域避難者の受入れ	26
第7章	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動	26
第1節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給	26
第8章	保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動	26
第1節	保健衛生活動	26
第2節	防疫活動	27
第3節	行方不明者の捜索及び遺体の処置	27
第9章	被災者等への的確な情報伝達活動	27
第1節	広報・広聴活動	27
第10章	社会秩序の維持等に関する活動	27
第1節	社会秩序の維持	27
第11章	施設、設備の応急復旧活動	27

第1節	施設・設備の応急復旧	27
第2節	公共土木施設の応急復旧	27
第12章	自発的支援の受入れ	28
第1節	ボランティアの受入れ	28
第2節	義援物資・義援金の受入れ	28
第13章	要配慮者対策	28
第1節	要配慮者の災害応急対策	28
第14章	その他の災害応急対策	28
第1節	学校の災害応急対策	28
第2節	文化財施設の災害応急対策	28
第3節	災害救助法の適用	28
第3部	災害復旧・復興	29
第1節	復旧・復興の基本方向の決定	29
第2節	原状復旧	29
第3節	計画的復興の推進	29
第4節	被災者等の生活再建の支援	29
第5節	被災中小企業等の復興の支援	29
第6節	公共施設の復旧	29
第7節	激甚災害法の適用	29
第8節	復旧資金の確保	29

第1部 災害予防

第1章 想定される火山の適切な設定と対策の基本的な考え方

村は、県及び関係市町村と連携して、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。

一部の火山現象については、発生後、短時間で居住地域に到達する可能性があることから、村は、県及び関係市町村と連携して、生命に危険のある現象の発生前に、住民等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。

火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しく、火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない村及び県のみで適切な対応をすることが難しいことから、日頃より、村、県、関係市町村、指定地方行政機関、公共機関、火山専門家等が協力して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

第2章 火山災害に強い村づくり

第1節 村内火山の現況

活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した火山、及び現在活発な噴気活動のある火山のことで、嬬恋村には浅間山と草津白根山が存在している。

1 浅間山

(1) 概況

群馬県と長野県の2県にまたがって位置し、頂上の噴火口は両県の境にあり、標高は2,568メートルである。日本の活火山の中でも頻繁に活動をくりかえす火山として有名であり、爆発型(ブルカノ式)の噴火が特徴である。

記録されている最古の噴火は、日本書記による西暦685年のもので、天明3年(1783)の噴火は日本の火山噴火災害中最大級のものであり、現在の鬼押し溶岩はその時の噴出物である。

浅間高原一带には別荘や保養所、ゴルフ場や観光施設等が多数存在し、訪れる観光客は年間100万人にのぼるといわれている。

(2) 火山活動の概況

浅間山における火山活動の概況は、別途資料(資料編4-2-1)による。

2 草津白根山

(1) 概況

県の北西部に位置する白根(2,160メートル)、本白根(2,171メートル)、横手(2,305メートル)からなる成層火山で上信越高原国立公園の中にあり、四季を通じて観光、登山、スキーなどの客が多数訪れる。有史後の噴火は白根山頂付近に限られ、多数の爆裂火口が点在している。白根山頂には、北東から南西に水釜、湯釜、涸釜の爆裂火口湖が連なり、近年の噴火活動ではこの周辺における水蒸気爆発が多く、泥石流も生じやすい。山体北側周辺及び山麓の殺生河原、万座地域等の噴気地熱地帯を主に高濃度の硫化水素を含む火山ガスが噴き出しており、過去、登山者等の死亡事故が発生している。

(2) 火山活動の概況

草津白根山における火山活動の概況は、別途資料(資料編4-2-2)による。

《関係資料》資料編：4-2-1 浅間山
4-2-2 草津白根山

第2節 避難施設・避難路の整備

村は、県及び関係市町村と連携して、火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民等の避難が必要になる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めるものとする。

1 退避施設の整備

村は、関係市町村と連携して、噴石の降下に備え、退避壕その他の退避施設の整備を図るものとする。

2 避難場所及び避難所の整備

村は、県及び関係市町村と連携して、避難困難地区の解消、避難者の収容能力の増強、避難者の安全確保等を目的として、避難場所や避難所となる体育館、公民館、学校等の公共施設の整備に努めるものとする。

3 避難路等の整備

村は、県及び関係市町村と連携して、避難に要する時間の短縮、避難路の有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等を目的として、避難路となる一般道路、農道、林道その他の道路の整備に努めるものとする。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うものとする。

(※避難施設の現況は、群馬県火山防災対策連絡会議作成「火山噴火（爆発）防災計画」による。)

第3節 建築物の安全性の確保

1 防災上重要な施設の不燃堅ろう化

村は、県及び施設管理者と連携して、それぞれが管理する施設のうち次に掲げる防災上重要な施設について、火山災害に対する構造の不燃堅ろう化を図るものとする。

- ア 災害対策本部が設置される施設（婦恋村役場等）
- イ 応急対策活動の拠点施設（警察署、消防署等）
- ウ 救護活動の拠点施設（病院等）
- エ 避難施設（学校、体育館、公民館等）
- オ 社会福祉施設（老人ホーム、身体障害者養護施設等）
- カ 観光施設等不特定多数の者が使用する施設

第4節 ライフライン施設等の機能の確保

（風水害・雪害対策編第1部第1章第6節「ライフライン施設等の機能の確保」に準ずる。）

第3章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1節 避難誘導體制の整備

1 火山防災協議会の設置

- (1) 村は、国により、村内の地域が火山の爆発による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定された場合は、県と連携して「火山防災協議会」を設置するものとする。
- (2) 村は、県及び関係市町村と連携して、火山防災協議会における検討を通じて、複数の噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定、避難計画の策定等を推進するものとする。また、大規模噴火に備えて、現地対策本部の運営体制、広域避難計画、広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。
- (3) 村は、村内の火山災害警戒地域ごとに、次に掲げる事項について、本計画において定めるものとする。
 - ア 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
 - イ 警戒地域内の住民等がとるべき立ち退きの準備、その他の避難のための措置について、村長が行う通報及び警告に関する事項
 - ウ 避難施設、避難場所、避難経路に関する事項
 - エ 避難訓練の実施、救助に係る事項
 - オ 宿泊施設その他の不特定多数の者が利用する施設（集客施設）、社会福祉施設、学校、医療施設等防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
- (4) (3)オに該当する施設は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画（避難確保計画）を作成するものとする。村は、当該施設が避難確保計画を作成するにあたり、必要な助言又は勧告をするものとする。

2 噴火警報等の伝達体制の整備

- (1) 村は、県（危機管理室ほか）及び関係市町村と連携して、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、伝達ルートを明確にしておくものとする。
- (2) 村は、関係市町村と連携して、噴火警報等及び避難の勧告又は指示の内容を住民、観光客等に迅速かつ確実に伝達できるよう、サイレン、同報系無線、広報車等の整備を図るものとする。

3 避難誘導計画の作成

- (1) 村は、関係市町村と連携して、火山防災協議会における検討を通じて、消防機関、警察機関等

と協議して具体的で実践的な避難誘導に係る計画を作成するものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(2) (1)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- ア 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準
- イ 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の伝達方法
- ウ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- エ 避難経路及び誘導方法

4 避難誘導訓練の実施

村は、関係市町村と連携して、具体的で実践的な避難誘導計画に基づき、消防機関、警察機関等と協力して住民、観光客等の避難誘導訓練を実施するものとする。

5 火山災害の危険性の周知

村は、関係市町村と連携して、避難が迅速かつ安全に行われるよう、火山災害の危険性を次により住民に周知するものとする。

- (1) 広報紙等を活用して、予想される噴火（爆発）の態様と被害の内容を周知する。
- (2) 噴火（爆発）時における溶岩流、火砕流等の到達予測範囲等を示した「防災マップ」を作成し、全戸に配布する。なお、防災マップについては、適宜見直しを行い更新する。

6 県からの情報の提供

村は、県（危機管理室ほか）、関東地方整備局、前橋地方气象台及び浅間山火山防災連絡事務所から、防災マップの作成等に必要火山災害の危険性に関する情報の提供を受けるものとする。

7 避難場所及び避難所等の周知

村は、関係市町村と連携して、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。

なお、村内の地域が火山災害警戒地域に指定された場合は、次の事項を記載した印刷物（火山防災マップ）の配布・回覧・メール送信等による周知や、インターネット等による公開等その他の必要な措置を講じるものとする。

- ア 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を行う基準
- イ 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示の伝達方法
- ウ 避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区
- エ 避難経路
- オ 避難時の心得

8 案内標識の設置

- (1) 村は、関係市町村と連携して、避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努めるものとする。

- (2) 村は、関係市町村と連携して、案内標識の作成に当たって、観光客等地元の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

9 要配慮者への配慮等

- (1) 村は、関係市町村と連携して、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、風水害雪害編第1部第4章第1節「要配慮者対策」により、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- (2) 村は、県及び関係市町村と連携して、外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。
- (3) 村は、県(学事法制課・教育委員会ほか)及び関係市町村と連携して、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (4) 村は、関係市町村と連携して、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第2節 火山観測体制の整備

1 火山観測の充実

村は、気象庁火山監視・警報センター、前橋地方气象台、浅間山火山防災連絡事務所、関東地方整備局、県(危機管理室ほか)、東京大学、東京工業大学、関係市町村と、相互に連携、調整し、震動観測、傾斜観測、遠望観測、GPS観測、現地観測等の実施に努めるものとする。

(※観測機関ごとの観測内容は、群馬県火山防災対策連絡会議作成「火山噴火(爆発)防災計画」による。)

2 浅間山の観測体制

観測機関	観測内容
気象庁火山監視・警報センター (浅間山火山防災連絡事務所)	震動観測 …地震計7点、空振計4点 地殻変形観測 …GNSS6点、傾斜計4点 遠望観測 …監視カメラ等 観測データの解析 火山活動の監視 山頂火口内状況の観測 火山ガス観測(二酸化硫黄放出量) (平成27年1月1日現在)
長野原町	震動観測 …1地点(火口付近)
東京大学	地震観測 …24点 連続観測 …傾斜計、GPS測位
国土交通省利根川水系砂防事務所 (浅間・草津白根山火山監視システム)	遠望観測 …監視カメラ(逢ノ峰、浅間東、浅間西) 情報の配信

3 草津白根山の観測体制

観測機関	観測内容
気象庁火山監視・警報センター	震動観測 …地震計3点、空振計2点 地殻変形観測 …GNSS4点、傾斜計1点 遠望観測 …監視カメラ2点 観測データの解析 火山活動の監視 山頂火口内状況の観測 全磁力観測 (平成25年9月24日現在)
草津町	遠望観測
東京工業大学	各種観測(火口湖の水位、水質、水温、湖底の噴気活動、地熱噴気 地域の地温及び火山ガス濃度、温泉の水温、傾斜、地震など) 観測データの解析 火山ガス観測 温泉水の科学成分測定
国土交通省利根川水系砂防事務所 (浅間・草津白根山火山監視システム)	遠望観測 …監視カメラ(逢ノ峰、浅間東、浅間西) 情報の配信

4 想定される噴火現象等

過去の事例から噴火現象は次のとおりと想定される。

(1) 浅間山

火口位置	噴火形態	噴火区分	噴火現象	関連する現象
山頂火口	巨大な噴煙柱を形成する噴火	天仁・天明クラス	・噴石	
			・降灰	・土石流
			・火砕流	・土石流
			・融雪型火山泥流	
			・空振	
			・溶岩流	
			・岩屑なだれ	・泥流、洪水
	爆発的な噴火 噴出物量 数千 ～数十万m ³	中噴火	・噴石	
			・降灰	
			・火砕流	・土石流
・融雪型火山泥流				
			・空振	
小噴火		・噴石		
		・降灰		
		・火砕流	・土石流	
	・融雪型火山泥流			
		・空振		

(2) 草津白根山

- ア 湯釜を中心とした水蒸気爆発（前兆現象が捉えにくい。）
- イ 噴火による噴石の飛散、火山泥流・土石流の流下、降灰
- ウ その他（火山ガス、熱湯、毒水等の発生）

第3節 情報の収集・連絡体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第5節「情報の収集・連絡体制の整備」に準ずる。）

第4節 通信手段の確保

（風水害・雪害対策編第1部第2章第6節「通信手段の確保」に準ずる。）

第5節 職員の応急活動体制の整備

（風水害・雪害対策編第1部第2章第7節「職員の応急活動体制の整備」に準ずる。）

第6節 防災関係機関の連携体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第8節「防災関係機関の連携体制の整備」に準ずる。)

第7節 防災中枢機能の確保

(風水害・雪害対策編第1部第2章第9節「防災中枢機能の確保」に準ずる。)

第8節 救助・救急及び医療活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第10節「救助・救急及び医療活動体制の整備」に準ずる。)

第9節 消火活動体制の整備

(震災対策編第1部第2章第8節「消火活動体制の整備」に準ずる。)

第10節 緊急輸送活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第11節「緊急輸送活動体制の整備」に準ずる。)

第11節 避難収容活動体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第12節「避難収容活動体制の整備」に準ずる。)

第12節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第13節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備」に準ずる。)

第13節 広報・広聴体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第2章第14節「広報・広聴体制の整備」に準ずる。)

第14節 防災訓練の実施

(風水害・雪害対策編第1部第2章第17節「防災訓練の実施」に準ずる。)

第4章 村民等の防災活動の促進

第1節 防災思想の普及

(風水害・雪害対策編第1部第3章第2節「防災思想の普及」に準ずる。)

(※普及啓発の詳細は、群馬県火山防災対策連絡会議作成「火山噴火(爆発)防災計画」による。)

第2節 村民の防災活動の環境整備

(風水害・雪害対策編第1部第3章第3節「村民の防災活動の環境整備」に準ずる。)

第5章 要配慮者対策

第1節 要配慮者対策

(風水害・雪害対策編第1部第4章第1節「要配慮者対策」に準ずる。)

第6章 その他の災害予防

第1節 罹災証明書の発行体制の整備

(風水害・雪害対策編第1部第5章第2節「罹災証明書の発行体制の整備」に準ずる。)

第2部 災害応急対策

第1章 災害発生直前の対策

火山災害対策は、噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化、噴火警報等の情報の伝達、迅速な避難誘導等、災害発生直前の対策がきわめて重要である。

第1節 火山活動に関する情報の収集

1 火山活動に関する情報収集

- (1) 異常現象を発見した者は、村又は警察機関に通報するものとする。
- (2) 村は、災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた時は、その旨を気象庁及び関係機関に通報するものとする。

第2節 噴火警報等の伝達

1 噴火警報(居住地域)・噴火警報(火口周辺)

気象庁火山監視・警報センターが、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺)」として発表する。噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

2 噴火予報

気象庁火山監視・警報センターが、警報の解除を行う場合等に発表する。

3 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

国の防災基本計画(火山災害対策編)に基づき、群馬県等は、火山防災協議会(群馬県、関係市町村、前橋地方气象台、砂防部局、火山専門家等で構成)を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。嬭恋村では、浅間山と草津白根山で噴火警戒レベルが運用されており、噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定する。

種別	名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (警戒事項等)
特別 警報	噴火警報(居住地域)又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が切迫している状態と予想 される場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
警報	噴火警報(火口 周辺)又は 火口周辺警報	火口から居住地域近 くまでの広い範囲の 火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす噴火が発生すると予想 される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から少し離れた 所までの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす噴火が 発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静 穏である場合その他火口周辺等 においても影響を及ぼすおそれ がない場合	レベル1 (活火山であること に留意)

<浅間山の噴火警戒レベル>

H19.12.1 運用開始
H22.12.22 改正

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な移住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 天仁天明クラスの噴火発生、火砕流等が居住地域に到達。 【天明噴火 (1783年) の事例】 8月4日～5日：吾妻火砕流、鎌原岩屑なだれ、吾妻泥流、鬼押出溶岩流等が発生。 中噴火が頻発し、天仁天明クラスの噴火が切迫している。 【天明噴火 (1783年) の事例】 8月1日～3日：軽石噴火の発生間隔が短くなり、継続時間が長くなる。 積雪期中噴火に伴う火砕流が発生し、融雪型火山泥流が居住地域に到達、または到達すると考えられる。 【過去事例】 観測事例なし
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 中噴火が断続的に発生し、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【天明噴火 (1783年) の事例】 7月26日～31日：中噴火が断続的に発生。 噴火継続中の有感地震発生や顕著な地殻変動等により、天仁天明クラスの噴火の発生が予想される。 【過去事例】 観測事例なし 積雪期中噴火が発生し、居住地域に影響する融雪型火山泥流の原因となる火砕流が発生した可能性がある。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から中噴火が発生し、4km以内に噴石や火砕流が到達。 【2004年噴火の事例】 9月1日：噴石が山頂火口から約2.7kmまで飛散。 【その他の事例】 1973年2月1日：噴石が山頂火口から約2kmまで飛散、火砕流が1.5kmまで、融雪型火山泥流が2km付近まで到達。 1958年11月10日：噴石が山頂火口から3kmまで飛散、火砕流が約3kmまで到達。 中噴火が切迫している。 【過去事例】 2004年8月31日：山体浅部の膨張を示す傾斜変動と火山性地震急増。 1973年2月1日：地震急増。
			レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から小噴火が発生し、2km以内に噴石や火砕流が到達。 【1982年噴火の事例】 4月26日：噴石が山頂火口から約1kmに飛散、火砕流が約1kmまで到達。 小噴火の発生が予想される。 【2004年噴火の事例】 7月下旬：噴煙量増加、火山性地震増加。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、状況により山頂火口から500m以内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。
 注2) 表中にある火口からの距離はいずれも概ねの数値を意味する。
 注3) 天仁天明クラスの噴火とは、火砕流、泥流等が居住地域まで到達して広範囲に影響するような噴火とする。
 注4) 中噴火とは、山頂火口から概ね4km以内に噴石飛散させる噴火とする (稀に噴石が概ね4kmをこえることがある)。
 注5) 小噴火とは、山頂火口から概ね2km以内に噴石飛散させる噴火とする。

<草津白根山の噴火警戒レベル>

H19.12.1 運用開始

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な移住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 約 3,000 年前：本白根山で噴火、溶岩流が南側約 6km の石津まで到達。 約 18,000 年前：白根山で噴火、溶岩流が東側約 5km の元山近くまで到達。 山頂火口から噴火が発生し、概ね 3km 以内に噴石飛散、あるいはそのような噴火が切迫している。 【過去事例】有史以降の事例なし。 約 3,000 年前：本白根火砕丘形成、殺生河原まで噴石飛散。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される (可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や溶岩流が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 【過去事例】有史以降の事例なし。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地 域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備。 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から噴火し、半径 2 km 程度まで噴石飛散、あるいは湯釜火口壁決壊に伴う泥流の発生。 【過去事例】有史以降の事例なし。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ) 噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制等	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から小噴火が発生し、半径 1 km 程度まで噴石飛散。 【過去事例】 1983 年 11 月：噴石が湯釜火口から約 550m まで飛散。 1932 年 10 月：南東斜面で割れ目噴火。 1902 年 9 月：弓池北東岸から噴火。 1882 年 8 月：噴石が湯釜・涸釜火口から約 550m まで飛散。 地震多発等により、小噴火の発生が予想される。 【過去事例】 1990～1991 年：火山性地震や火山性微動の多発。 1976 年 3 月：水釜火口内に新火孔形成、降灰。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び一部火口外に影響する程度の噴出の可能性あり。 【過去事例】 1997 年 5 月：噴気突出、水柱。 1989 年 1 月：火山性微動、湯釜変色。 1987 年 10 月：火山性地震多発。

注1) 山頂火口とは白根山の湯釜火口、水釜火口、涸釜火口およびその周辺をいう。表は湯釜火口からの距離で表現しているが、湯釜火口以外で噴火等が発生した場合には保全対象までの距離を考慮した上でレベルを決定する。

注2) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注3) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

注4) レベル5では危険範囲を確定していない。今後、ハザードマップ検討会で具体的な検討を進め反映させる予定。

4 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報 (定時)

- ア 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表。
- イ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表。
- ウ 18 時間先 (3 時間ごと) までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

(2) 降灰予報 (速報)

- ア 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表。
- イ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

(3) 降灰予報 (詳細)

- ア 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表。
- イ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後 20～30 分程度で発表。
- ウ 噴火発生から6時間先まで (1時間ごと) に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供。

<降灰量階級と降灰の厚さ>

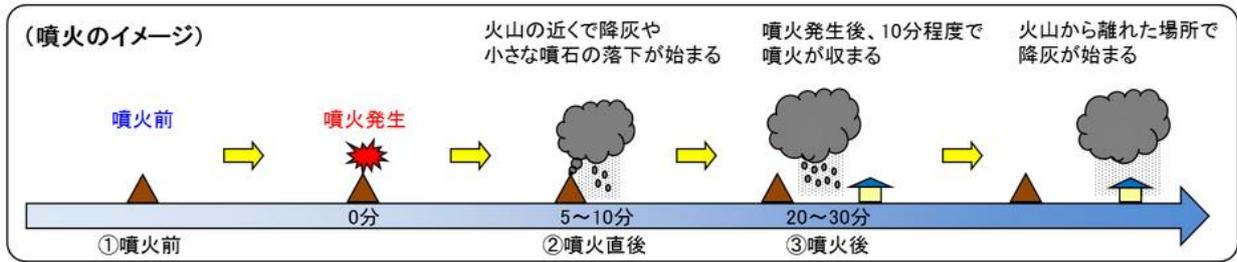
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0. 1 mm 以上 1 mm 未満
少量	0. 1 mm 未満

<降灰量階級ととるべき行動等>

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	<u>外出を控える</u> 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患 (肺気腫等) が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等などの異常を訴える人が出始める	<u>運転を控える</u> 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	<u>マスク等で防護</u> 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	<u>徐行運転する</u> 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲等の農作物が収穫できなくなったり (※1)、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	<u>窓を閉める</u> 火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	<u>フロントガラスの除灰</u> 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可 (※1)

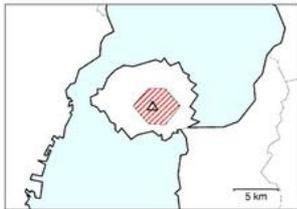
※1 富士山ハザードマップ検討委員会 (2004) による設定

<降灰予報の発表イメージ>



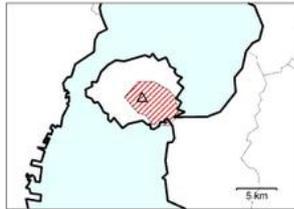
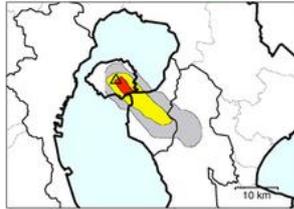
①降灰予報(定時)

噴火の可能性が高い火山に対して、想定した噴煙高を用いて、18時間先までに噴火が発生した場合の降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を計算し、定期的に発表します



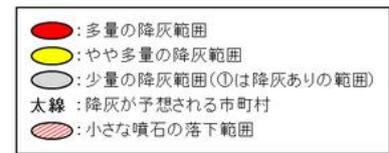
②降灰予報(速報)

噴火発生直後、事前に計算した想定噴火のうち最も適当なものを抽出し、1時間以内の降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を、噴火後5~10分程度で速やかに発表します



③降灰予報(詳細)

噴火発生後、観測した噴煙高を用いて、精度の良い降灰量分布や降灰開始時刻を計算し、6時間先までの詳細な予報を、噴火後20~30分程度で発表します



5 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

6 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。

(2) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山(群馬県では、浅間山・草津白根山・日光白根山)を対象に発表する。

なお、以下のような場合には発表しない。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

発表される情報の例は以下である。

火山名 ○○山噴火速報
 平成△△年△△月△△日△△時△△分 気象庁地震火山部発表
 ** (見出し) **
 <○○山で噴火が発生>

** (本文) **
 ○○山で、平成△△年△△月△△日△△時△△分頃、噴火が発生しました。

(3) 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。

(4) 週間火山概況

過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。

(5) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

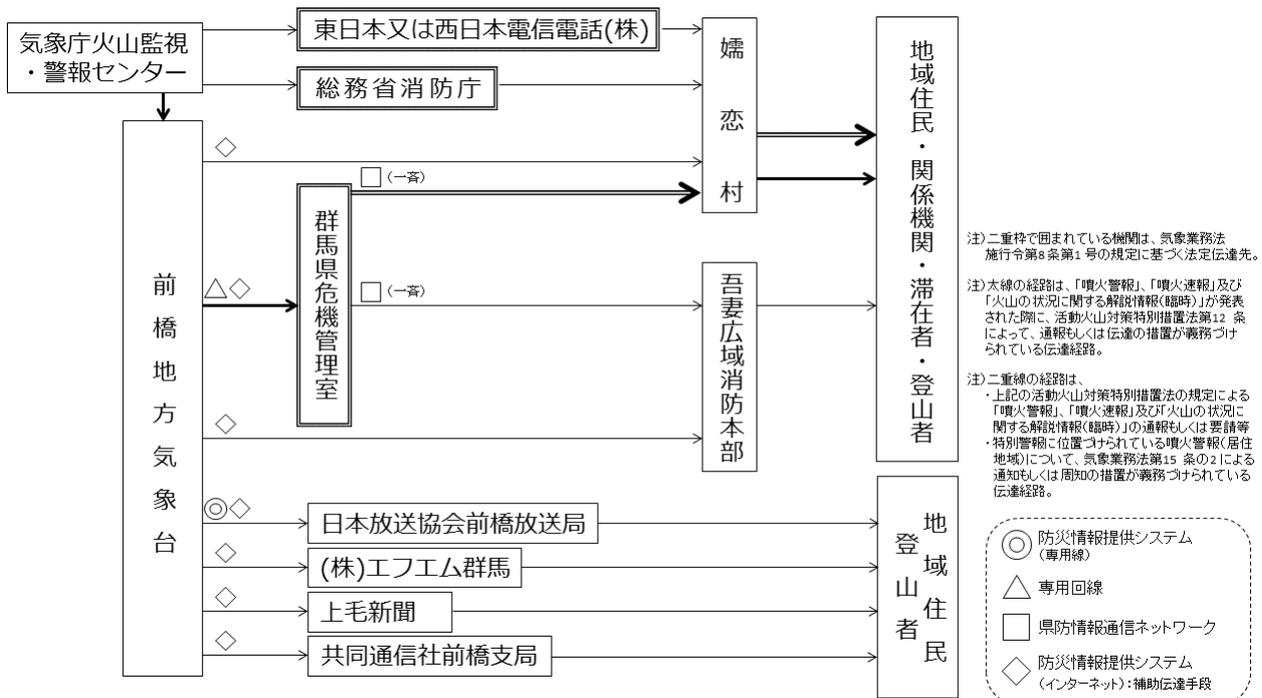
(6) 噴火に関する火山観測報

主に航空関係機関向けの情報で、噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等の情報を直ちに発表する。

7 噴火警報等の伝達

村は県、関係機関、火山周辺観光施設管理者と連携し、地域住民その他関係者に、火山情報及び必要な情報が迅速に伝達されるよう伝達体制の確立に努めるものとする。

なお、火山情報が発表されたときの伝達系図は次のとおりである。



8 住民等に対する噴火警報等の周知

村は、前橋地方気象台及び県から噴火警報等の伝達を受けたときは、住民等に対し、防災行政無線、広報車、サイレン等の方法により、速やかに周知するものとする。その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に確実に伝達するよう配慮するものとする。なお、村及び県が、特別警報にあたる噴火警報（居住地域）（噴火警戒レベルでは4以上に相当）の伝達を受けたときは、県は直ちに村に通知し、村は直ちに住民等に周知するものとする。

9 事前措置

村長は、火山災害の発生のおそれがあると認めるときは、次により事前措置を講ずるものとする。

- ア 災害対策本部の事前設置等警戒体制の強化
- イ 火山情報の住民への広報
- ウ 登山禁止の措置及びその広報
- エ 避難体制の整備を行うとともに、警戒地域の拡大の検討
- オ 防災関係機関、団体への警戒体制強化の要請

第3節 避難誘導

1 避難の勧告・指示等

(1) 避難準備（要配慮者避難）情報・避難の勧告・指示の実施

- ア 村長は、噴火警報（噴火警戒レベル4）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、避難準備（要配慮者避難）情報の発令を行うものとする。
- イ 村長は、噴火警報（噴火警戒レベル5）の発表を知ったときは直ちに地域住民、観光客、関係機関に周知するとともに、火山防災協議会の助言等を踏まえて、避難の勧告又は指示を行うものとする。
- ウ 村は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県に対し、必要に応じて、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を求めるものとする。
- エ 村は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、住民等に対し、屋内での待避等の安全確保措置を指示するものとする。
- オ 村長は、大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し、火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難の勧告又は指示を行うものとする。
- カ 村長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。
- キ 避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示に係る「発令者」、「措置」及び「発

令する場合」は、次表のとおりである。

	発令者	措置	発令する場合
避難準備	村長	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル4(避難準備)の噴火警報が発表される等、居住地域に被害を及ぼす噴火の発生が予想される時。 住民等の安全確保のため必要と判断した場合。
避難勧告	村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 屋内安全確保の指示 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル5(避難)の噴火警報が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している時。 住民等の安全確保のため必要と判断した場合。 知事は、村長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時。
避難指示	村長又は知事 (災害対策基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの指示 立退き先の指示 屋内安全確保の指示 	(避難の勧告と同じ)
	警察官 (災害対策基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> 立退きの勧告 立退き先の指示 	村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。
	(警察官職務執行法第4条)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	<ul style="list-style-type: none"> 避難の指示 	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいらないとき。

(2) 明示する事項

避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難を必要とする理由
- ウ 避難先(屋内安全確保を含む)
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

(3) 伝達方法

避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示は、防災行政無線、サイレン、広報車、テレビ・ラジオ放送等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民、観光客等に迅速かつ的確に伝達するものとする。

(4) 村から関係機関への連絡

村は、避難準備(要配慮者避難)情報、避難の勧告又は指示を行ったときは、その内容を速やかに県(吾妻行政県税事務所を經由して危機管理室、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理室)、長野原警察署、吾妻広域消防本部等に連絡するものとする。

2 避難誘導

村は、関係市町村、消防機関、警察機関及び自衛隊と相互に連携し、次により避難の誘導を行うものとする。

- (1) 被害の規模、道路・橋梁の状況等を勘案し、もっとも安全と思われる避難経路を選定する。
- (2) 避難経路の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保する。
- (3) 常に周囲の状況に注意し、避難場所の状況が悪化した場合は、直ちに再避難の措置を講ずる。

3 要配慮者への配慮

村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、避難準備（要配慮者避難）情報、避難の勧告又は指示を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 村長による警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、村長は、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて、災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

(2) 警察官による代行措置

(1)の場合において、村長若しくはその委任を受けて村長の職権を行う村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第63条第2項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(3) 自衛官による代行措置

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、(1)の場合において、村長その他村長の職権を行う者が現場にいないときは、災害対策基本法第63条第3項の規定に基づき当該職権を行うものとする。

(4) 村から関係機関への連絡

村は、警戒区域を設定したときは、その内容を速やかに県（吾妻行政県税事務所を經由して危機管理室、吾妻行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理室）、長野原警察署、吾妻広域消防本部等に連絡するものとする。

5 避難勧告等の解除に当たっての留意点

避難の勧告若しくは指示又は警戒区域の設定を解除するときは、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性を確認するものとする。

6 専門知識の活用

避難勧告等の発令及び解除、警戒区域の設定及び解除等については、気象庁の発表する噴火警報（噴火警戒レベルを含む。）または火山防災協議会の助言等を踏まえて実施するなど火山活動に係る専門

知識を活用するものとする。

7 避難対策

地域住民や、観光客等の安全を確保するため、避難路や避難場所の周知に努めるとともに避難壕その他避難施設の整備に努めるものとする。

第4節 交通規制の実施

1 交通規制の実施

噴火又は爆発による被害を防止するため、警察機関及び道路管理者は、相互に調整の上、必要に応じ火山周辺道路において、山麓への進入禁止等の交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急通行車両以外の車両の通行を禁止した場合は、次に掲げる車両についてのみ応急的に災害地域内への通行を認めることとする。

ただし、緊急通行車両以外の車両については、警察署に事前の届け出を行うこととする。

ア 救急自動車、消防車、応援作業用自動車（電気、電話、ガス、水道、道路等の応急対策のため）

イ 官公庁またはこれに準ずる公共的機関の使用する車両で、災害応急対策に必要な人員もしくは物資を緊急輸送するもの。

ウ その他必要と認める車両

(2) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両以外の車両の通行にあつては、警察署等の発行する許可証等の提示により、確認するものとする。

2 規制範囲

浅間山、草津白根山とも、火山噴火（爆発）防災計画（群馬県火山防災対策連絡会議）に基づいた規制を行うものとする。別途資料（資料編9-3）参照。

《関係資料》資料編：9-3 火山周辺道路の交通規制

第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

第1節 災害情報の収集・連絡

(風水害・雪害対策編第2部第2章第1節「災害情報の収集・連絡」に準ずる。)

(※関係機関ごとの情報収集・連絡責任者及び連絡事項は、群馬県火山防災対策連絡会議作成「火山噴火(爆発)防災計画」による。)

第2節 通信手段の確保

(風水害・雪害対策編第2部第2章第2節「通信手段の確保」に準ずる。)

第3章 活動体制の確立

村は、県及び関係市町村と連携して、火山災害の発生のおそれのある場合又は発災した後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、必要な体制をとるものとする。

第1節 災害対策本部の設置

嬭恋村災害対策本部の設置等は、次によるものとする。

1 設置の決定

村長は、次のいずれかに該当するときは、災害対策本部を設置するものとする。

- (1) 噴火警戒レベル3において噴火が発生したとき。
- (2) 浅間山に関する噴火警戒レベル3「火口周辺警報→入山規制(中規模噴火切迫)」が発表されたとき。
- (3) その他、村長が必要と認めたとき。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第3章第1節「災害対策本部の設置」に準ずる。)

第2節 災害対策本部の組織

(風水害・雪害対策編第2部第3章第2節「災害対策本部の組織」に準ずる。)

第3節 災害警戒本部等の設置

1 災害警戒本部の設置

副村長は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。

- (1) 噴火警戒レベル2において小規模な噴火が発生したとき。
- (2) 浅間山に関する噴火警戒レベル3「火口周辺警報→入山規制」が発表された場合。
- (3) その他、村長が必要と認めたとき。

(第2項以下は、風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部等の設置」に準ずる。)

第4節 職員の非常参集

(風水害・雪害対策編第2部第3章第4節「職員の非常参集」に準ずる。)

第5節 広域応援の要請等

(風水害・雪害対策編第2部第3章第5節「広域応援の要請等」に準ずる。)

第6節 自衛隊への災害派遣要請

(風水害・雪害対策編第2部第3章第6節「自衛隊への災害派遣要請」に準ずる。)

第7節 二次災害の防止活動

村は、県及び関係市町村と連携して、火山噴火による噴出物が堆積している地域においては、降雨による土石流等の土砂災害の発生のおそれがあることから、降雨の状況把握や監視体制を強化するとともに、専門技術者等を活用し、危険性が高い判断された場合には、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難を確保するなど、二次災害の防止に努めるものとする。

第4章 救助・救急、医療及び消火活動

第1節 救助・救急活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第1節「救助・救急活動」に準ずる。)

第2節 医療活動

(風水害・雪害対策編第2部第5章第2節「医療活動」に準ずる。)

第3節 消火活動

(震災対策編第2部第3章第3節「消火活動」に準ずる。)

第5章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1節 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

(風水害・雪害対策編第2部第6章第1節「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」に準ずる。)

第2節 交通の確保

(風水害・雪害対策編第2部第6章第2節「交通の確保」に準ずる。)

第3節 緊急輸送

(風水害・雪害対策編第2部第6章第3節「緊急輸送」に準ずる。)

第6章 避難収容活動

第1節 避難場所及び避難所の開設・運営

(風水害・雪害対策編第2部第7章第1節「避難場所及び避難所の開設・運営」に準ずる。)

第2節 応急仮設住宅等の提供

(風水害・雪害対策編第2部第7章第2節「応急仮設住宅等の提供」に準ずる。)

第3節 広域的避難収容

(風水害・雪害対策編第2部第7章第3節「広域的避難収容」に準ずる。)

第4節 村外からの広域避難者の受入れ

(風水害・雪害対策編第2部第7章第4節「村外からの広域避難者の受入れ」に準ずる。)

第7章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動

第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

(風水害・雪害対策編第2部第8章第1節「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給」に準ずる。)

第8章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動

第1節 保健衛生活動

(風水害・雪害対策編第2部第9章第1節「保健衛生活動」に準ずる。)

第2節 防疫活動

(風水害・雪害対策編第2部第9章第2節「防疫活動」に準ずる。)

第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置

(風水害・雪害対策編第2部第9章第3節「行方不明者の捜索及び遺体の処置」に準ずる。)

第9章 被災者等への的確な情報伝達活動

第1節 広報・広聴活動

(風水害・雪害対策編第2部第10章第1節「広報・広聴活動」に準ずる。)

第10章 社会秩序の維持等に関する活動

第1節 社会秩序の維持

(風水害・雪害対策編第2部第11章第1節「社会秩序の維持」に準ずる。)

第11章 施設、設備の応急復旧活動

第1節 施設・設備の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第1節「施設・設備の応急復旧」に準ずる。)

第2節 公共土木施設の応急復旧

(風水害・雪害対策編第2部第12章第2節「公共土木施設の応急復旧」に準ずる。)

第12章 自発的支援の受入れ

第1節 ボランティアの受入れ

(風水害・雪害対策編第2部第13章第1節「ボランティアの受入れ」に準ずる。)

第2節 義援物資・義援金の受入れ

(風水害・雪害対策編第2部第13章第2節「義援物資・義援金の受入れ」に準ずる。)

第13章 要配慮者対策

第1節 要配慮者の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第14章「要配慮者対策」に準ずる。)

第14章 その他の災害応急対策

第1節 学校の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第15章第2節「学校の災害応急対策」に準ずる。)

第2節 文化財施設の災害応急対策

(風水害・雪害対策編第2部第15章第3節「文化財施設の災害応急対策」に準ずる。)

第3節 災害救助法の適用

(風水害・雪害対策編第2部第15章第4節「災害救助法の適用」に準ずる。)

第3部 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方向の決定

(風水害・雪害対策編第3部第1節「復旧・復興の基本方向の決定」に準ずる。)

第2節 原状復旧

(風水害・雪害対策編第3部第2節「原状復旧」に準ずる。)

第3節 計画的復興の推進

(風水害・雪害対策編第3部第3節「計画的復興の推進」に準ずる。)

第4節 被災者等の生活再建の支援

(風水害・雪害対策編第3部第4節「被災者等の生活再建の支援」に準ずる。)

第5節 被災中小企業等の復興の支援

(風水害・雪害対策編第3部第5節「被災中小企業等の復興の支援」に準ずる。)

第6節 公共施設の復旧

(風水害・雪害対策編第3部第6節「公共施設の復旧」に準ずる。)

第7節 激甚災害法の適用

(風水害・雪害対策編第3部第7節「激甚災害法の適用」に準ずる。)

第8節 復旧資金の確保

(風水害・雪害対策編第3部第8節「復旧資金の確保」に準ずる。)

